

# 守谷市地域防災計画（案）

## （風水害対策編）

令和 7 年 ● 月

# 守谷市地域防災計画（風水害対策編）改訂（改定・修正）履歴

## 守谷市地域防災計画（風水害対策編）

| 番号 | 改定・修正区分 | 改定・修正完了年月日       | 改定・修正概要                                                      |
|----|---------|------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1  | 全面改定    | 平成 31 年 4 月 13 日 | 10 年ぶりに全面改定                                                  |
| 2  | 改定・修正   | 令和 4 年 4 月 1 日   | 災害対策基本法および水防法の一部改正に伴う避難情報等の見直しによる改定及び内容の修正                   |
| 3  | 修正      | 令和 6 年 3 月       | 令和 5 年鬼怒川・小貝川の基準水位の変更に伴う修正                                   |
| 4  | 改定・修正   | 令和 7 年●月         | 防災基本計画の一部改正に伴う令和 6 年能登半島地震等災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正による改定及び内容の修正 |
| 5  |         |                  |                                                              |
| 6  |         |                  |                                                              |
| 7  |         |                  |                                                              |
| 8  |         |                  |                                                              |
| 9  |         |                  |                                                              |
| 10 |         |                  |                                                              |
| 11 |         |                  |                                                              |
| 12 |         |                  |                                                              |
| 13 |         |                  |                                                              |
| 14 |         |                  |                                                              |
| 15 |         |                  |                                                              |
| 16 |         |                  |                                                              |
| 17 |         |                  |                                                              |
| 18 |         |                  |                                                              |
| 19 |         |                  |                                                              |
| 20 |         |                  |                                                              |
| 21 |         |                  |                                                              |
| 22 |         |                  |                                                              |
| 23 |         |                  |                                                              |
| 24 |         |                  |                                                              |
| 25 |         |                  |                                                              |
| 26 |         |                  |                                                              |
| 27 |         |                  |                                                              |
| 28 |         |                  |                                                              |
| 29 |         |                  |                                                              |
| 30 |         |                  |                                                              |

## 目 次

## 第1章 総則

## 第1節 地域防災計画（風水害対策編）の概要

- 第1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 第2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 第3 県地域防災計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 第4 計画の修正・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 第5 用語の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1

## 第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2

## 第3節 市の防災環境

- 第1 自然環境の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2
- 第2 社会的環境の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3
- 第3 土砂災害警戒区域等の状況・・・・・・・・・・・・・・1-3
- 第4 風水害の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-4

## 第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱・・・・1-5

- 第1 守谷市が処理する事務、業務・・・・・・・・・・・・1-5
- 第2 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務・・・・1-5
- 第3 常総衛生組合が処理する事務、業務・・・・・・・・・・・・1-5
- 第4 県南総合防災センターが処理する事務、業務・・・・1-5
- 第5 茨城県が処理する事務、業務・・・・・・・・・・・・1-5
- 第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務・・・・1-5
- 第7 自衛隊が処理する事務、業務・・・・・・・・・・・・1-5
- 第8 指定公共機関が処理する事務、業務・・・・・・・・・・・・1-5
- 第9 指定地方公共機関が処理する事務、業務・・・・1-5
- 第10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-5

## 第2章 風水害予防計画

## 第1節 風水害対策組織と情報・通信ネットワークの整備

- 第1 対策に携わる組織整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
- 第2 相互応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
- 第3 防災組織等の活動体制の整備・育成・・・・・・・・・・・・2-1
- 第4 情報・通信ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・2-1

## 第2節 風水害に強いまちづくり

- 第1 防災まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2
- 第2 地盤災害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2
- 第3 浸水被害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2
- 第4 文化財等の保護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3
- 第5 事前復興対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3

## 第3節 風水害被害軽減への備え

- 第1 緊急輸送手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4
- 第2 消防、救急・救助活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・2-4
- 第3 医療・救護活動の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4
- 第4 被災者支援のための備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4
- 第5 要配慮者の安全確保のための備え・・・・・・・・・・・・2-4
- 第6 要配慮者利用施設の避難確保対策・・・・・・・・・・・・2-4
- 第7 帰宅困難者の安全確保のための備え・・・・・・・・・・・・2-4
- 第8 燃料不足への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4
- 第9 廃棄物・汚水処理への備え・・・・・・・・・・・・・・・・2-5
- 第10 資機材の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5
- 第11 地区の孤立対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5
- 第12 竜巻災害時の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6

## 目次

|      |                  |      |
|------|------------------|------|
| 第4節  | 防災教育・訓練          |      |
| 第1   | 防災教育             | 2-8  |
| 第2   | 防災訓練             | 2-8  |
| 第3章  | 風水害応急対策計画        |      |
| 第1節  | 初動対応             |      |
| 第1   | 職員の配備と動員         | 3-1  |
| 第2   | 災害対策本部等の設置等      | 3-1  |
| 第2節  | 災害情報の収集・伝達・分析・報告 |      |
| 第1   | 気象情報の種類及び発表      | 3-1  |
| 第2   | 情報の収集・伝達・報告      | 3-6  |
| 第3   | 被害情報等の収集・集約・分析   | 3-7  |
| 第4   | 通信手段の確保          | 3-7  |
| 第5   | 広報活動             | 3-7  |
| 第3節  | 派遣・応援要請及び円滑な受援   |      |
| 第1   | 自衛隊派遣要請・受入体制の確保  | 3-7  |
| 第2   | 応援要請・受入体制の確保     | 3-7  |
| 第3   | 防災関係機関等との連携      | 3-8  |
| 第4節  | 被害軽減対策           |      |
| 第1   | 緊急輸送手段の確保        | 3-8  |
| 第2   | 物流拠点の確保・運用       | 3-8  |
| 第3   | 消火、救急・救助活動       | 3-8  |
| 第4   | 医療救護活動           | 3-9  |
| 第5   | 対応能力向上活動         | 3-9  |
| 第6   | 財政措置             | 3-9  |
| 第7   | 燃料確保計画           | 3-9  |
| 第8   | 二次災害の防止策         | 3-9  |
| 第5節  | 避難対策             |      |
| 第1   | 避難・誘導            | 3-10 |
| 第2   | 施設利用者の安全対策       | 3-11 |
| 第3   | 避難所運営            | 3-11 |
| 第4   | 避難生活における健康の確保    | 3-11 |
| 第6節  | 被災者生活支援          |      |
| 第1   | 被災者への広報活動        | 3-12 |
| 第2   | 生活物資の供給          | 3-12 |
| 第3   | 要配慮者支援対策         | 3-13 |
| 第4   | 応急教育・保育等対策       | 3-13 |
| 第5   | 災害ボランティア活動支援     | 3-13 |
| 第6   | 帰宅困難者対策          | 3-13 |
| 第7   | ペット保護対策          | 3-13 |
| 第7節  | 災害救助法の適用         | 3-13 |
| 第8節  | 応急・復旧・事後処理       |      |
| 第1   | 住宅応急対応策          | 3-14 |
| 第2   | ライフライン施設の応急復旧    | 3-14 |
| 第3   | 清掃処理             | 3-14 |
| 第4   | 交通の確保・障害物の除去     | 3-14 |
| 第5   | 行方不明者搜索          | 3-15 |
| 第6   | 遺体処理、火葬、埋葬       | 3-15 |
| 第9節  | 農地・農業計画          | 3-15 |
| 第10節 | 地区の孤立対策          | 3-15 |
| 第4章  | 災害復旧・復興計画        |      |
| 第1節  | 被災者生活の安定         |      |
| 第1   | 罹災証明書の発行         | 4-1  |
| 第2   | 住宅等被害認定調査        | 4-1  |

## 目次

|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 第3  | 災害義援金品の配布      | 4-1 |
| 第4  | 被災者支援対応        | 4-1 |
| 第5  | 生活資金の支給・融資     | 4-1 |
| 第6  | 被災者生活再建支援制度の適用 | 4-1 |
| 第7  | 中小企業等の再建支援     | 4-2 |
| 第2節 | 公共施設の災害復旧      | 4-2 |
| 第3節 | 激甚災害の指定        | 4-2 |
| 第4節 | 復興事業の推進        | 4-2 |

# 第1章 総 則

## 第1節 地域防災計画（風水害対策編）の概要

### 第1 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という）第42条の規定に基づき守谷市域に係る防災に関する事項及び業務について、関係機関等の協力を含め総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し市の安寧の確保、秩序を維持することを目的とする。この際、各地区の防災力の向上に配慮する。

風水害対策編は、災害の性質を考慮し、地震災害対策編とは別に定める。

なお、地震災害対策編に記載されている項目で、本編で同様の記述となる項目については、地震災害対策編の記載箇所を読み替え準用（以下「準用」という。）するように記述した。

### 第2 計画の位置づけ

地震災害対策編 第1章 第1節 第2「計画の位置づけ」を準用する。

### 第3 県地域防災計画との関係

地震災害対策編 第1章 第1節 第3「県地域防災計画との関係」を準用する。

### 第4 計画の修正・見直し

地震災害対策編 第1章 第1節 第4「計画の修正・見直し」を準用する。

### 第5 用語の意義

地震災害対策編 第1章 第1節 第5「用語の意義」を準用する。

## 第2節 基本方針

市は、災害における被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、総則、風水害予防計画、風水害応急対策及び風水害復旧・復興対策を含ませ総合的に計画する。この際、「自助」「共助」「公助」が三位一体となった安心・安全のまちを目指す。

## 第3節 市の防災環境

### 第1 自然環境の特性

#### 1 位置、地勢及び地質

地震災害対策編 第1章 第3節 第1 1「位置、地勢及び地質」を準用する。

#### 2 河川

本市は、南側を利根川、西側を鬼怒川、北側を小貝川の3河川が囲み、利根川沿いの低地を大野川、五反田川、羽中川の小河川が貫流して利根川に注いでいる。

また、利根川沿いに、菅生調節池、稲戸井調節池の洪水調節施設がある。

##### (1) 利根川

本市は、利根川全体のうち中流部に位置する。利根川は、その左岸が上流側の野田市境から下流側の取手市境までの約7kmにわたっている。利根川は、本市における治水利水両面において、重要な役割を担う河川である。

なお、利根川は、一級河川として国が管理を行っており、市域を流下する区間は国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている。

##### (2) 鬼怒川

本市は、鬼怒川全体のうち下流部に位置する。鬼怒川は、上流側の常総市境から南下し、本市西側で利根川に合流している。

なお、鬼怒川は、利根川と同様に一級河川として国が管理を行っており、滝下橋（県道取手豊岡線）を境として上流側が国土交通省下館河川事務所、下流側が国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている。

##### (3) 小貝川

小貝川は、本市の北部一帯における治水利水両面において重要な役割を担う河川である。

なお、小貝川も利根川、鬼怒川と同様に、一級河川として国が管理を行っており、国土交通省下館河川事務所の管轄となっている。

##### (4) 大野川

大野川は、利根川沿いの低地を本市の東側から南側に流れ、一帯の治水利水の役割を担い、五反田川と合流し、羽中川に注いでいる。

なお、大野川は、一級河川として県が管理しており、竜ヶ崎工事事務所の管轄となっている。

##### (5) 五反田川

五反田川は、高野地区の東側を流れ、一帯の治水利水の役割を担い、大野川に合流する。

なお、五反田川は、大野川と同様に、一級河川として県が管理しており、竜ヶ崎工事事務所の管轄となっている。

##### (6) 羽中川

羽中川は、本市の南側を利根川沿いに流れ、一帯の治水利水の役割を担い、大野川と合

流し、取手市で利根川に注いでいる。

なお、羽中川は、大野川、五反田川と同様に、一級河川として県が管理しており、竜ヶ崎工事事務所の管轄となっている。

#### (7) 稲戸井調節池

稲戸井調節池は、本市の南側、利根川沿いに位置し、取手市にまたがり、鬼怒川及び小貝川の合流量を調節することにより、利根川本川の水流量に影響を与えないことを目的とする洪水調節施設である。排水門×2、越流堤×1を有する。

なお、国土交通省利根川上流河川事務所が管轄している。

#### (8) 菅生調節池

菅生調節池は、本市の西側に位置し、利根川と鬼怒川に囲まれており、稲戸井調節池、田中調節池（千葉県側）と共に、洪水時に鬼怒川及び小貝川からの合流量を調整し利根川本川への影響を与えないことを目的とする洪水調節施設である。排水門×1、越流堤×1を有する。

なお、国土交通省利根川上流河川事務所が管轄している。

## 第2 社会的環境の特性

地震災害対策編 第1章 第3節 第2「社会的環境の特性」を準用する。

## 第3 土砂災害警戒区域等の状況

平成22年に土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等が下記

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上等の箇所）

| 番 号 | 箇 所 番 号     | 箇 所 名   |
|-----|-------------|---------|
| 1   | 561-I-002-1 | 野木崎     |
|     | 561-I-002-2 |         |
|     | 561-I-002-3 |         |
|     | 561-I-002-4 |         |
|     | 561-I-002-5 |         |
| 2   | 561-I-003-1 | 野木崎-2   |
|     | 561-I-003-2 |         |
| 3   | 561-I-004-1 | 大柏-1    |
|     | 561-I-004-2 |         |
| 4   | 561-I-005   | みずき野六丁目 |

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

| 番 号 | 箇 所 番 号      | 箇 所 名 |
|-----|--------------|-------|
| 1   | 561-II-001-1 | 板戸井-1 |
|     | 561-II-001-2 |       |
| 2   | 561-II-002   | 板戸井-2 |
| 3   | 561-II-003   | 大柏-2  |
| 4   | 561-II-004   | 板戸井-3 |
| 5   | 561-II-005   | 高野-2  |
| 6   | 561-II-006   | 板戸井-6 |

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（人家はないが今後、新規の住宅立地等が見込まれる箇所）

| 番 号 | 箇 所 番 号       | 箇 所 名 |
|-----|---------------|-------|
| 1   | 561-III-001   | 板戸井-4 |
| 2   | 561-III-002-1 | 板戸井-5 |

|   |             |         |
|---|-------------|---------|
|   | 561-Ⅲ-002-2 |         |
| 3 | 561-Ⅲ-003   | 大柏-3    |
| 4 | 561-Ⅲ-004   | けやき台三丁目 |

## 第4 風水害の歴史

### 1 県における被害風水害

本市を取り巻く3河川（利根川、鬼怒川、小貝川）の流路は、江戸幕府の「利根川の東遷」と呼ばれる河川整備事業により、利根川が人為的に銚子から太平洋に注ぐ流路に変更され、またその事業の一環として、鬼怒川と小貝川が分離されてそれぞれ利根川に注ぐ流路に変更され、現在の水系が作られた。そして、江戸末期の江戸川流量の減少対策及び明治末期以降の河川改修事業の進展により利根川自体の氾濫は減少したが、利根川から小貝川への逆流による水害が目立つようになり、さらに近年では、鬼怒川流域における関東・東北豪雨に見られるような短時間大量降雨による水害が発生している。

なお、本市においては、風水害の記録が極端に少ないが、過去に洪水による被害を受けたこともあった。近年は堤防や排水樋管等の整備により、大規模な浸水被害は少なくなった。

県における過去の風水害及びその災害の歴史について、昭和16年以降の水戸地方気象台「茨城県の気象災害の記録」及び県の資料等により資料編に整理する。

- 「風水害の歴史（県における被害風水害）」（資料編：水-01-001）

### 2 国内の風水害

平成7年以降の過去30年間、国内において災害をもたらした気象事例を資料編に整理する。

- 「風水害の歴史（国内の被害風水害）」（資料編：水-01-002）

**第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱**

風水害に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者はおおむね次の事務又は業務を処理する。

**第1 守谷市が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第1「守谷市が処理する事務、業務」を準用する。

**第2 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第2「常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務」を準用する。

**第3 常総衛生組合が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第3「常総衛生組合が処理する事務、業務」を準用する。

**第4 県南総合防災センターが処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第4「県南総合防災センターが処理する事務、業務」を準用する。

**第5 茨城県が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第5「茨城県が処理する事務、業務」を準用する。

**第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第6「指定地方行政機関が処理する事務、業務」を準用する。

**第7 自衛隊が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第7「自衛隊が処理する事務、業務」を準用する。

**第8 指定公共機関が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第8「指定公共機関が処理する事務、業務」を準用する。

**第9 指定地方公共機関が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第9「指定地方公共機関が処理する事務、業務」を準用する。

**第10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務**

地震災害対策編 第1章 第4節 第10「その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務」を準用する。

## 第2章 風水害予防計画

### 第1節 風水害対策組織と情報・通信ネットワークの整備

#### 第1 対策に携わる組織整備

地震災害対策編 第3章 第1節 第1「対策に携わる組織整備」を準用する。

#### 第2 相互応援体制の整備

地震災害対策編 第3章 第1節 第2「相互応援体制の整備」を準用する。

#### 第3 防災組織等の活動体制の整備・育成

地震災害対策編 第3章 第1節 第3「防災組織等の活動体制の整備・育成」を準用する。

#### 第4 情報・通信ネットワークの整備

地震災害対策編 第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備」を準用する。

## 第2節 風水害に強いまちづくり

### 第1 防災まちづくりの推進

地震災害対策編 第3章 第2節 第1「防災まちづくりの推進」を準用する。

### 第2 地盤災害防止対策の推進

地震災害対策編 第3章 第2節 第5「地盤災害防止策の推進」を準用する。

### 第3 浸水被害防止対策の推進

河川の整備による外水氾濫対策、雨水排除施設の整備による内水氾濫対策を推進することにより、近年、激甚化している浸水被害の軽減を図る。

| 項 目       | 担 当 課     |
|-----------|-----------|
| 河川整備の推進   | 交通防災課、建設課 |
| 内水施設の整備   | 交通防災課、建設課 |
| 地下空間の浸水対策 | 交通防災課、建設課 |

#### 1 河川整備の推進

近年、令和元年度東日本台風など大規模な水害が頻発し、今後も気候変動による降水量の増大に伴い、水害の激甚化・頻発化が予測されている。このような水害リスクに備えて、国及び県では、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換を進めている。

国土交通省の直轄河川である利根川、鬼怒川、小貝川の流域においても、関係者による流域治水協議会を設置し、流域全体で取り組むべき治水対策の内容を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、流域治水を計画的に推進している。市は、鬼怒川、小貝川流域治水協議会の構成自治体として、総合的な治水対策を推進していく。

#### 2 内水施設の整備

市は、近年頻発している、正確な予想が困難な局地的な大雨・短時間強雨（以下「ゲリラ豪雨」という。）や、前線の活動に伴う集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達して発生する家屋の床上、床下浸水等を未然に防止するため、樋門、樋管の管理点検・操作を行う。

#### 3 地下空間の浸水対策

マンション等の地下駐車場及び道路等のアンダーパス（掘り下げ式になっている道路をいう。）におけるゲリラ豪雨や洪水による浸水災害の発生を防ぐための対策を推進する。

##### （1）危険性の周知徹底

市は、地下駐車場等の管理者に対して、地下空間における浸水災害の危険性を周知する。道路等のアンダーパスについては、広報紙、ホームページ、Morinfo、守谷市防災ハザードマップ、内水ハザードマップ及び現地への看板設置等の手段で市民に対して注意喚起を行う。

##### （2）地下空間の実態把握

市は、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水被害発生のおそれがある施設等について、関係機関と連携し実態調査に努め、最新の危険箇所の位置情報を把握する。

##### （3）地下空間への浸水災害の予防

市内の道路等のアンダーパスでの浸水災害が発生しそうな箇所においては、監視システ

ムのセンサーを設置して降雨状況を監視している。危険な状態が予想される場合は設置されている監視システムから担当職員にメールが送信され、通行止め等の対処を行う。

**第4 文化財等の保護の推進**

地震災害対策編 第3章 第2節 第7「文化財等の保護の推進」を準用する。

**第5 事前復興対策の実施**

地震災害対策編 第3章 第2節 第8「事前復興対策の実施」を準用する。

### 第3節 風水害被害軽減への備え

#### 第1 緊急輸送手段の確保

風水害による被害を最小限にとどめるためには、被害が予想される地域または被害のある地域への交通規制を適時・的確に行うとともに、緊急通行車両の調達及び交通経路（緊急輸送道路）確保のための道路障害物の除去等を、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、交通規制箇所、緊急輸送道路を指定するとともに、交通規制のための資材、道路の障害物を除去する資機材、車両及び緊急通行車両の調達体制の整備に努める。

地震災害対策編 第3章 第3節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

#### 第2 消防、救急・救助活動の強化

地震災害対策編 第3章 第3節 第2「消防、救急・救助活動の強化」を準用する。

#### 第3 医療・救護活動の整備

地震災害対策編 第3章 第3節 第3「医療・救護活動の整備」を準用する。

#### 第4 被災者支援のための備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第4「被災者支援のための備え」を準用するとともに、風水害時の指定避難所の細部については「守谷市防災ハザードマップ」に示す。

#### 第5 要配慮者の安全確保のための備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第5「要配慮者の安全確保のための備え」を準用する。

#### 第6 要配慮者利用施設の避難確保対策

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を指定し、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。なお、指定された施設の管理者等は「避難確保計画」の作成及び訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画を報告するものとする。

##### 1 指定施設

| No. | 施設名称         | 施設種別         | 施設住所          |
|-----|--------------|--------------|---------------|
| 1   | 高野小学校第1児童クラブ | 放課後児童クラブ     | 守谷市高野 1342    |
| 2   | 高野小学校第2児童クラブ | 放課後児童クラブ     | 守谷市高野 1342    |
| 3   | つくば国際松並保育園   | 保育所          | 守谷市松並 1724-1  |
| 4   | 守谷市立高野小学校    | 公立小学校        | 守谷市高野 1342    |
| 5   | ニチイケアセンター守谷  | 認知症対応型共同生活介護 | 守谷市薬師台 5-17-8 |
| 6   | こぱんはうす さくら   | 障害児通所施設      | 守谷市松ヶ丘 3-2-9  |

##### 2 洪水予報等の伝達方法

本計画 同章 第4節 第1 1「洪水関連情報の提供と啓発」を準用する。

なお、緊急の場合は電話連絡対応とする。

#### 第7 帰宅困難者の安全確保のための備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第6「帰宅困難者の安全確保のための備え」を準用する。

#### 第8 燃料不足への備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第7「燃料不足への備え」を準用する。

## 第9 廃棄物・汚水処理への備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第8「廃棄物・汚水処理への備え」を準用する。

## 第10 資機材の整備

災害による被害を未然に防止し、または拡大を防止するために、水防用資機材の整備の推進に努める。

| 項 目       | 担 当 課     |
|-----------|-----------|
| 水防用資機材の整備 | 交通防災課、建設課 |

### 1 水防用資機材の整備

市及び防災関係機関は、保有している水防用資機材について、水防体制強化のために毎年梅雨や台風最盛期の前に点検を行い、不足するものは補給・備蓄するとともに必要な資機材の整備・充実を図る。

## 第11 地区の孤立対策

市には、利根川、鬼怒川及び小貝川における洪水発生時において、その地形的な条件から一時的な浸水により、孤立する事態が想定される地区がある。

市、国、県及び防災関係機関は、浸水により孤立するおそれのある地区の救援等について、相互に情報伝達ができる体制を整え、孤立の未然防止を図るとともに、被災状況の早期把握、住民の救出・救助活動等の迅速な対応をあらかじめ検討し、市民の安全確保を図る。

| 項 目    | 担 当 課                  |
|--------|------------------------|
| 孤立地区対策 | 交通防災課、建設課、常総広域消防本部、消防団 |

### 1 孤立地区対策

#### (1) 孤立地区に対する対策

市及び防災関係機関等は、孤立地区の発生を未然に防止するため、下記の対策に取り組む。

- ① 孤立のおそれのある地区については、自主防災組織、地区の消防分団との連携を深め、災害発生時における防災情報の共有体制の整備を図る。また、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上を図る。
- ② 孤立のおそれのある場合は、早期に避難所への避難を促すとともに、孤立が逼迫する状況に際しては、無線機を地区の集会所等に配置するとともに、通信ネットワーク構成は、予備チャンネルで対応し、通信の確保に努める。
- ③ 孤立のおそれのある地区において、必要に応じ、救出・救助や物資空輸等のための緊急ヘリポートを選定・確保する。
- ④ 電気通信事業者に対し、孤立防止のためポータブル衛星車両及び衛星携帯電話の配置などについて依頼する。
- ⑤ 道路管理者は、国、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

#### (2) 孤立地区発生時における避難対策

##### ① 孤立地区に対する集団避難における避難指示

孤立が予想される地区においては、速やかに集団で避難するように避難指示を行い、自主防災組織や消防団と連携し、市民等が取り残される事態等の防止に努める。

##### ② 水害等により取り残される事態が発生する恐れのある場合の緊急避難

水害等により取り残される事態が発生する恐れのある場合には、浸水地区内であっても、2階以上の階高を有する建物等への避難を誘導し、被災者の救援を図る。

## 第12 竜巻災害時の安全確保

「竜巻注意情報」が発表された場合は、特に監視体制を強化し、その変化に注意するとともに、市民に対し緊急速報メール、メールもりや、Morinfo、SNS等を活用して情報を提供し、災害の予防を図る

| 項 目                   | 担 当 課                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------|
| 市民の「竜巻注意情報」等の情報入手     | 交通防災課、秘書課、デジタル戦略課                                |
| 「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策 | 交通防災課                                            |
| 竜巻が間近に迫った場合の予防対策      | 交通防災課                                            |
| 小・中学校、保育所及び介護施設等の予防対策 | 交通防災課、学校教育課、すくすく保育課、のびのび子育て課、健康長寿課、土塔中央保育所、北園保育所 |

### 1 市民の「竜巻注意情報」等の情報入手

#### (1) 「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の活用

局地的に発生し、急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測するため、「竜巻発生確度ナウキャスト」<sup>(注1)</sup>、「雷ナウキャスト」<sup>(注2)</sup>からの情報を入手する。

(注1) 竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻が今にも発生する（発生している）可能性の程度を気象ドップラーレーダー等のデータから推定するシステムである。

また、推定密度を10kmメッシュで解析し、1時間後（10分～60分先）までの予測を行い、10分毎に更新し提供している。

(注2) 雷ナウキャストは、雷の激しさや雷発生の可能性を1kmメッシュで解析し、1時間後（10分～60分先）までの予測を行い、10分毎に更新し提供している。

#### (2) 県の「竜巻注意情報」の活用

市民が、「竜巻注意情報」<sup>(注3)</sup>を入手できるように市の広報紙、ホームページ等を活用して、茨城県防災情報メールへの登録を促進する。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bosai/mail/bosai.html>)

(注3) 竜巻注意情報は、雷、突風、ひょう等の発生に際し注意を呼び掛けるもので、雷注意報が発表されている状況の下で、さらに竜巻やダウンバースト（下降気流で極端に強いものをいう。）、ガストフロント（上昇気流を伴った小規模な前線、突風前線のことをいう。）のような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に発表される。

#### (3) Morinfo の活用

上記情報を市民が素早く入手ができるよう、Morinfoにおいて、より簡単に活用できるシステムを構築する。

### 2 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策

#### (1) 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策の啓発

人が大勢集まる野外行事、テントが使用されたり、子ども・高齢者が参加する野外活動、

高所足場等での作業やクレーンを用いる作業のように、竜巻等に対する安全確保にある程度の時間を要する場合には、早めの避難開始をするよう啓発する。

また、竜巻は積乱雲の下で発生するため、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保方法について啓発する。

#### (2) 竜巻接近の兆候（発達した積乱雲が近づく兆し）とは

- ・真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

### 3 竜巻が間近に迫った場合の予防対策

すぐに身を守るための行動がとれるように、次の行動を啓発する。

#### (1) 屋外での行動

- ① 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。
- ② 物置や車庫・プレハブ（仮設建築物）は危険なので、中に入らない。
- ③ 空いている建物のシャッターは閉める。
- ④ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるので近づかない。

#### (2) 屋内での行動

- ① 建物の1階の窓のない部屋に移動する。
- ② 窓やカーテンを閉める。
- ③ 大きなガラス窓の下や周囲は大変危険であるため、窓から離れる。
- ④ 丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。

### 4 小・中学校、保育所及び介護施設等の予防対策

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には小・中学校、保育所等及び介護施設等の管理者の迅速な対応が求められる。

小・中学校、保育所及び介護施設等では、施設の特性や児童生徒、園児及び被介護者の特性に応じて、竜巻に対応できる研修及び訓練等を促し、竜巻からの被害の軽減の取り組みに努める。

## 第4節 防災教育・訓練

### 第1 防災教育

風水害は予測可能な災害であり、その被害を軽減させるためには、市民自らが守谷市防災ハザードマップ等により地域の危険性を把握しておくとともに、気象予報・警報等の発表と、それに基づき発令される避難情報に応じた行動をとり、災害発生前に安全を確保することが重要である。

市は、市民自らが適切な避難行動をとれるよう、平時から風水害に関する知識・情報等の提供に努めるものとする。

| 項 目           | 担 当 課     |
|---------------|-----------|
| 洪水関連情報等の提供と啓発 | 交通防災課、秘書課 |

その他の事項については、地震災害対策編 第3章 第4節 第1「防災教育」を準用する。

#### 1 洪水関連情報等の提供と啓発

市は、市民に分かりやすい情報の提供に努め、自主避難・自己防衛に向けた支援対策として以下の事項を実施し、市民の「自助」意識の啓発に努める。

- (1) 広報紙、ホームページ、市民生活総合支援アプリ「Morinfo」により洪水関連情報の提供を行う。
- (2) ハザードマップにより、あらかじめ洪水予報・警報の伝達方法、指定避難所、指定緊急避難場所、土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。また内水氾濫に関しても、内水ハザードマップを作成している。

### 第2 防災訓練

災害時に迅速かつ的確な行動を取るためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携の下、災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう対応行動を訓練するなど、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していく必要がある。この際、より実践的な発災対応型訓練を行うことにより、訓練の結果から得られた課題、検証の結果を踏まえ、修正・対応するとともに、マニュアル等の修正、仕組や対策の具体的な見直しを行う。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

地震災害対策編 第3章 第4節 第2「防災訓練」を準用する。

## 第3章 風水害応急対策計画

### 第1節 初動対応

市は、市内及び近隣市町において風水害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに警戒本部又は災害対策本部の体制を整え、防災関係機関と一致協力して、災害応急対策を行う。同時にできる限り災害の拡大を防止し、被災者の救援・救護・避難誘導を行い、被害の発生を最小限にとどめるための施策を展開しなければならない。また、風水害が発生、又は発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

| 実 施 項 目    | 担 当 班                 |
|------------|-----------------------|
| 職員の配備と動員   | 災害対策本部事務局統括班、総合対応部総務班 |
| 災害対策本部の設置等 | 災害対策本部事務局統括班          |

#### 第1 職員の配備と動員

地震災害対策編 第4章 第1節 第1「職員の配備と動員」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)

●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第1節 第1)

#### 第2 災害対策本部等の設置等

地震災害対策編 第4章 第1節 第2「災害対策本部等の設置等」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)

●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第1節 第2)

### 第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告

風水害発災前後の気象情報、災害情報及び関係機関からの活動情報は、災害応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。

このため必要な通信手段を確保し、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、それを的確に分析し活用しなければならない。また、県、関係機関等に対する報告、市民等に対する広報等は、時機を失することなく適時・適切に実施する。

| 実 施 項 目        | 担 当 班                     |
|----------------|---------------------------|
| 気象情報の種類及び発表基準等 | 統括班                       |
| 情報の収集・伝達・報告    | 災害対策本部事務局情報班、総合対応部広報・報道班  |
| 被害情報等の収集・集約・分析 | 災害対策本部事務局情報班、総合対応部広報・報道班  |
| 通信手段の確保        | 災害対策本部事務局情報班、災害対策本部事務局統括班 |
| 広報活動           | 総合対応部広報・報道班               |

#### 第1 気象情報の種類及び発表

## 1 警戒レベルを用いた防災情報

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供する。

## 【警戒レベルを用いた防災情報】

| 避難情報等                            | 発令時の状況                   | 居住者等がとるべき行動等                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保<br>(市が発令)     | ●災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) | ●命の危険 直ちに安全確保！<br>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。<br>・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。                                                        |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示<br>(市が発令)       | ●災害のおそれ高い                | ●危険な場所から全員避難<br>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。                                                                                                                                               |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難<br>(市が発令)     | ●災害のおそれあり                | ●危険な場所から高齢者等は避難<br>・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。<br>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者<br>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせはじめたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 |
| 【警戒レベル2】<br>大雨・洪水注意報<br>(気象庁が発表) | ●気象状況悪化                  | ●自らの避難行動を確認<br>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。                                                                              |
| 【警戒レベル1】<br>早期注意情報<br>(気象庁が発表)   | ●今後気象状況悪化のおそれ            | ●災害への心構えを高める<br>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。                                                                                                                                             |

## 2 特別警報・警報・注意報

気象庁水戸地方気象台は、県内に災害が発生するおそれのある場合は、注意報、警報、特別警報等を発表し、関係機関に通報する。その内容は、次のとおりである。

## 【特別警報・警報・注意報の概要】

| 種類   | 概要                                                               |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 特別警報 | 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報 |
| 警 報  | 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報        |

|     |                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------|
| 注意報 | 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報 |
|-----|--------------------------------------------------------|

【守谷市の警報・注意報等の発表基準】

令和5年6月8日現在

| 警報・注意報名    |          | 基準等                                    |                                     |
|------------|----------|----------------------------------------|-------------------------------------|
| 大雨（浸水害）    | 大雨（浸水害）  | 表面雨量指数基準                               | 20                                  |
|            | 大雨（土砂災害） | 土壌雨量指数基準                               | 129                                 |
| 洪水         | 洪水       | 流域雨量指数基準                               |                                     |
|            |          | 複合基準※1                                 | —                                   |
|            |          | 指定河川洪水予報による基準                          | 小貝川[小貝川水海道]、鬼怒川[鬼怒川水海道]、利根川中流部[芽吹橋] |
| 暴風         | 暴風       | 平均風速                                   | 20m/s                               |
| 暴風雪        | 暴風雪      | 平均風速                                   | 20m/s 雪を伴う                          |
| 大雪         | 大雪       | 降雪の深さ                                  | 12時間降雪の深さ 10cm                      |
| 大雨         | 大雨       | 表面雨量指数基準                               | 8                                   |
|            |          | 土壌雨量指数基準                               | 89                                  |
| 洪水         | 洪水       | 流域雨量指数基準                               |                                     |
|            |          | 複合基準※1                                 | 利根川流域＝(6, 108.2)                    |
|            |          | 指定河川洪水予報による基準                          | 小貝川[小貝川水海道]、鬼怒川[鬼怒川水海道]、利根川中流部[芽吹橋] |
| 強風         | 強風       | 平均風速                                   | 12m/s                               |
| 風雪         | 風雪       | 平均風速                                   | 12m/s 雪を伴う                          |
| 大雪         | 大雪       | 降雪の深さ                                  | 12時間降雪の深さ 5cm                       |
| 雷          | 雷        | 落雷等により被害が予想される場合                       |                                     |
| 融雪         | 融雪       |                                        |                                     |
| 濃霧         | 濃霧       | 視程                                     | 100m                                |
| 乾燥         | 乾燥       | 最小湿度 40%、実効湿度 60%※2                    |                                     |
| なだれ        | なだれ      |                                        |                                     |
| 低温         | 低温       | 夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続<br>冬期：最低気温－7℃以下 |                                     |
| 霜          | 霜        | 早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下                       |                                     |
| 着氷・着雪      | 着氷・着雪    | 著しい着氷（雪）が予想される場合                       |                                     |
| 記録的短時間大雨情報 |          | 1時間雨量                                  | 100mm                               |

※1：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2：湿度は水戸地方気象台の値。

【基準表の見方】

| 用語等      | 概要                                                         |
|----------|------------------------------------------------------------|
| 表面雨量指数基準 | 短時間強雨による浸水危険度の高まりを表した指数の基準                                 |
| 土壌雨量指数基準 | 降った雨による土砂災害危険度の高まりを表した指数の基準（雨が降りやんだ後も、土壌雨量指数の高い状態が続く場合がある） |
| 流域雨量指数基準 | 河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指数の基準         |

|               |                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 複合基準          | 主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値                                                                                                                                                       |
| 指定河川洪水予報による基準 | 氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報を発表するため、河川の[ ]内に記載する基準観測点を示す（各基準点が氾濫注意水位、避難判断水位又は氾濫危険水位に達した場合）                                                                                                              |
| その他           | 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で示している。<br>大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。 |

### 3 洪水予報

国土交通省が洪水により重大な被害が生ずるおそれがあると認めて、国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表する利根川の洪水予報、国土交通省下館河川事務所と水戸地方気象台が共同で発表する鬼怒川、小貝川の洪水予報は、次のとおりである。

#### （1）指定河川洪水予報の種類

| 種類        | 標題         | 概要                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水<br>警報  | 氾濫発生<br>情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<br>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。                                                                      |
|           | 氾濫危険<br>情報 | 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                      |
|           | 氾濫警戒<br>情報 | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 洪水<br>注意報 | 氾濫注意<br>情報 | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。                                                |

(2) 予報地点

| 河川名 | 水位観測所  | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|-----|--------|---------|--------|--------|--------|
| 利根川 | 芽吹橋    | 2.00m   | 5.00m  | 6.90m  | 7.40m  |
| 鬼怒川 | 鬼怒川水海道 | 1.50m   | 3.50m  | 5.30m  | 6.00m  |
| 小貝川 | 小貝川水海道 | 3.80m   | 4.60m  | 6.10m  | 6.50m  |

(3) 洪水情報

国土交通省は、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、市に対して、利根川、鬼怒川、小貝川の洪水情報を、市民に対しては緊急速報メールを活用し、携帯電話等に対し配信する。

【配信する情報】

配信対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

| 配信する情報                                    | 配信契機                                                      |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 河川氾濫のおそれがある情報                             | 配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表されたとき                 |
| 河川氾濫情報が発生した情報<br>（河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報）    | 配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表されたとき    |
| 河川氾濫情報が発生した情報<br>（堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報） | 配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表されたとき |

4 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

気象庁の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）は、大雨による中小河川（水位周知河川<sup>(注1)</sup>及びその他河川）の洪水災害<sup>(注2)</sup>発生危険度の高まりを5段階<sup>(注3)</sup>に色分けして地図上に示したもの。危険度判定は3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することが出来る。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報<sup>(注4)</sup>や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。

《気象庁が公開しているキキクル》

「土砂キキクル」、「浸水キキクル」、「洪水キキクル」

(注1) 流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川（予報発表対象外）。

(注2) 大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって堤防の浸食や決壊、橋の流失等が起こる災害のこと。

(注3) 「注意報基準未満」、「注意報基準以上となる場合」、「警報基準以上となる場合」、「警報基準を大きく超過した基準以上となる場合」、「警報基準を大きく超過した基準以上となった場合」の5段階。

(注4) 河川の増水や氾濫に対する水防活動や住民の避難行動の参考となる予報。

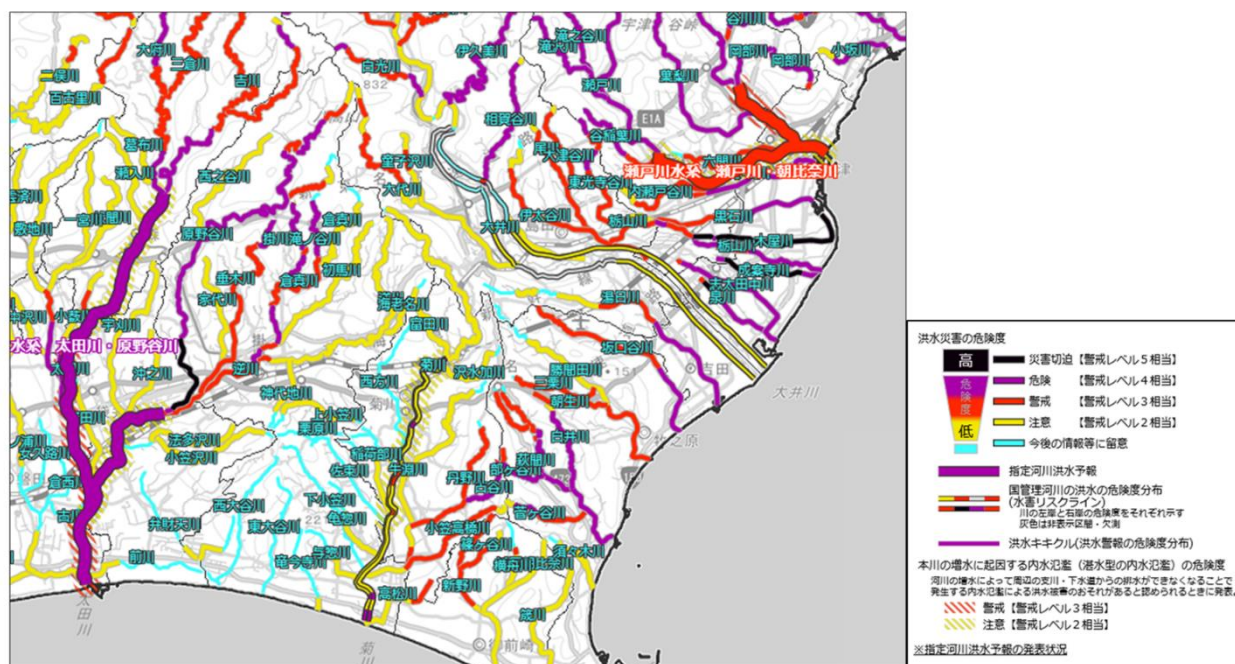
Ⅰ 《洪水警報の危険度分布》

| 色が持つ意味         | 状況                        | 住民等の行動の例          | 発令の目安とされる避難情報 | 相当する警戒レベル |
|----------------|---------------------------|-------------------|---------------|-----------|
| 災害切迫<br>大雨特別警報 | 重大な洪水災害が切迫。<br>洪水災害がすでに発生 | （立退き避難がかえって危険な場合） | 緊急安全確保        | 5相当       |

|                                                        |                                                  |                                                                                      |                    |            |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------|
| (浸水害)の指標に用いる基準に実況で到達                                   | している可能性が高い状況。                                    | 命の危険<br>直ちに安全確保！                                                                     |                    |            |
| <b>危険</b><br>3時間先までに<br>警報基準を大きく<br>超過した基準に<br>到達すると予想 | 水位周知河川、その他の河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。 | 水位が一定の水位を超えている場合には、安全な場所へ避難する。                                                       | <b>避難指示</b>        | <b>4相当</b> |
| <b>警戒</b><br>3時間先までに<br>警報基準に到達<br>すると予想               | 洪水災害への警戒が必要な状況。                                  | 水位が一定の水位を超えている場合には、高齢者等は安全な場所へ避難する。<br>高齢者等以外の人も普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。 | <b>高齢者等<br/>避難</b> | <b>3相当</b> |
| <b>注意</b><br>3時間先までに<br>注意報基準に到達<br>すると予想              | 洪水災害への注意が必要な状況。                                  | ハザードマップ等により避難行動を確認する。<br>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。                                     | —                  | <b>2相当</b> |
| 今後の情報等に<br>留意                                          | —                                                | 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。                                                              | —                  | —          |

(気象庁HPより)

## 《洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）表示例》



(気象庁HPより)

## 第2 情報の収集・伝達・報告

市は、国（気象庁、国土交通省）及び県が行う気象情報の発表を、積極的に種々の情報入手手段等を通じて入手するとともに、水戸地方気象台の活用、国土交通省利根川上流河川事務所及び同下館河川事務所とのホットラインを活用し情報を共有する。

また、リエゾン<sup>（注1）</sup>要請及びリエゾン派遣による情報共有・支援機材要請等において密接に協力を図る。

（注1）：連絡要員のこと

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第2節 第1）

【洪水予報伝達系統図】

●「利根川洪水予報伝達系統図」（資料編：水－03－001）

●「鬼怒川洪水予報伝達系統図」（資料編：水－03－002）

●「小貝川洪水予報伝達系統図」（資料編：水－03－003）

【水防警報伝達系統図】

●「利根川水防警報伝達系統図」（資料編：水－03－004）

●「鬼怒川水防警報伝達系統図」（資料編：水－03－005）

●「小貝川水防警報伝達系統図」（資料編：水－03－006）

## 第3 被害情報等の収集・集約・分析

地震災害対策編 第4章 第2節 第2「被害情報等の収集・集約・分析」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第2節 第2）

## 第4 通信手段の確保

地震災害対策編 第4章 第2節 第3「通信手段の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第2節 第3）

## 第5 広報活動

地震災害対策編 第4章 第2節 第4「広報活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第2節 第4）

## 第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援

大規模な風水害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な労力と諸機材等を必要とすることから、市は、市だけでは対応が不十分で、関係機関等の応援が必要と判断した場合、時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意する。

| 実 施 項 目         | 担 当 班        |
|-----------------|--------------|
| 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 | 災害対策本部事務局統括班 |
| 応援要請・受入体制の確保    | 災害対策本部事務局統括班 |
| 防災関係機関等との連携     | 災害対策本部事務局統括班 |

### 第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

地震災害対策編 第4章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第3節 第1）

### 第2 応援要請・受入体制の確保

地震災害対策編 第4章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第2)

### 第3 防災関係機関等との連携

地震災害対策編 第4章 第3節 第3「防災関係機関等との連携」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第3)

## 第4節 被害軽減対策

大規模な災害が発生した場合、被害を軽減するため適切な対策を講じ、市民の安全を確保しなければならない。このため、急激に増加する緊急輸送需要に対応し、支援物資等の物流状況の的確な把握と円滑な物流システムの運営を実施するとともに、効果的かつ組織的な活動と、関係機関等と協力・連携した消火、救助・救急活動、医療救護活動を推進し、併せて、二次災害の防止策を講じる。

この際、災害対応を迅速・確実にするため、使用する燃料を確保することに留意する。

| 実 施 項 目         | 担 当 班                                 |
|-----------------|---------------------------------------|
| 緊急輸送手段の確保       | 災害対策本部事務局物資調達・配送班、財政班                 |
| 物流拠点の確保・運用      | 災害対策本部事務局物資調達・配送班                     |
| 消火、救助・救急活動      | —                                     |
| 1 消火活動          | 消防部消防班、災害対策本部事務局統括班                   |
| 2 救助・救急活動       | 災害対策本部事務局統括班、災害対策本部事務局情報班、消防部消防班      |
| 医療救護活動          | 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班                     |
| 対応能力向上活動        | —                                     |
| 1 職員活用計画        | 総合対応部総務班、災害対策本部事務局財政班、福祉・救護・避難支援部避難所班 |
| 2 職員補充計画        | 総合対応部総務班                              |
| 3 職員動員計画        | 総合対応部総務班                              |
| 4 職員の健康管理及び安全管理 | 総合対応部総務班、福祉・救護・避難支援部救護・防疫班            |
| 財政措置            | 災害対策本部事務局財政班                          |
| 燃料確保計画          | 災害対策本部事務局財政班                          |
| 二次災害の防止策        | 生活基盤対応部土木班、生活基盤対応部建築班                 |

### 第1 緊急輸送手段の確保

地震災害対策編 第4章 第4節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第1)

### 第2 物流拠点の確保・運用

地震災害対策編 第4章 第4節 第2「物流拠点の確保・運用」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第2)

### 第3 消火、救急・救助活動

#### 1 消火活動

地震災害対策編 第4章 第4節 第3 1「消火活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第3-1)

## 2 救急・救助活動

地震災害対策編 第4章 第4節 第3 2「救急・救助活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第3-2)

## 第4 医療救護活動

地震災害対策編 第4章 第4節 第4「医療救護活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第4)

## 第5 対応能力向上活動

### 1 職員活用計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 1「職員活用計画」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-1)

### 2 職員補充計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 2「職員補充計画」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-2)

### 3 職員動員計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 3「職員動員計画」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-3)

### 4 職員の健康管理及び安全管理

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 4「職員の健康管理及び安全管理」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-4)

## 第6 財政措置

地震災害対策編 第4章 第4節 第6「財政措置」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第6)

## 第7 燃料確保計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第7「燃料確保計画」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第7)

## 第8 二次災害の防止策

地震災害対策編 第4章 第4節 第8「二次災害の防止策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第8)

## 第5節 避難対策

大規模な災害の発生、または発生の恐れのある場合は、市民の安全を確保するため各自治会等と協力して避難所を開設し、迅速・的確に避難誘導を行う。この際、避難所の安全を確認し、安心して避難ができるように努めるとともに、市民による安定した運営ができるように協力・指導する。

また、避難生活における健康の確保について、保健師活動、防疫、食品衛生、精神保健の面からのケアに留意する。

| 実 施 項 目 | 担 当 班 |
|---------|-------|
|---------|-------|

|               |                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------|
| 避難・誘導         | 災害対策本部事務局統括班、災害対策本部事務局情報班、総合対応部広報・報道班、福祉・救護・避難支援部各班、教育部各班、消防部消防班 |
| 施設利用者の安全対策    | 各部、各班                                                            |
| 避難所運営         | 福祉・救護・避難支援部避難所班                                                  |
| 避難生活における健康の確保 | —                                                                |
| 1 保健師活動       | 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班                                                |
| 2 防疫対策        | 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班                                                |
| 3 食品衛生の確保     | 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班                                                |
| 4 精神保健対策      | 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班                                                |

## 第1 避難・誘導

### 1 市が発令する避難情報

市は、避難が必要な区域に対し下記の避難情報を、本章第5節第1－2「タイムラインの運用」に基づき、時機を失することなく的確に判断し発令する。この際、空振りをおそれてはならない。

#### (1) 警戒レベル3（高齢者等避難）

警戒レベル3 高齢者等避難とは、災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある危険な場所から「高齢者等」が避難する情報である。

※高齢者等のリードタイムの確保

避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定避難所等への立退き避難を完了することが期待できる。

#### (2) 警戒レベル4（避難指示）

警戒レベル4 避難指示とは、災害が発生するおそれが高い状況で、災害リスクのある危険な場所から全員が避難する情報である。

※居住者等のリードタイムの確保

居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定避難所等へ立退き避難を完了することができる。

#### (3) 警戒レベル5（緊急安全確保）

警戒レベル5 緊急安全確保とは、災害が発生又は切迫（災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）している状況で、居住者等が適切なタイミングで避難をしなかった、または急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により、指定避難所等への立退き避難の行動をすることがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定避難所等への立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者に対して発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令されるとは限らない情報である。そのため、市は居住者等へ避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動を取るような状況は極めて危険で回避すべきものであることから、このような状況に至る前の「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」が発令されたタイミングで避難することを強調する必要がある。

【緊急安全確保行動例】

○土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等のがけから少しでも離れた部屋で退避、または近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

○洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動、または近隣の相対的に高く堅牢な建物に緊急的に移動する。

※関係する災害：土砂災害、洪水等

※当該行動は、リードタイムを確保できない場合に取らざるを得ない避難行動

#### (4) 判断の参考にする過去の事例

利根川の栗橋観測所（埼玉県久喜市所在：国土交通省利根川上流河川事務所管理）の水位が氾濫注意水位 5.0mを越えると、約6時間後に守谷市利根川左岸堤防の越流堤を越える。また、その後大利根運動公園へ流入の可能性もある。

### 2 タイムラインの運用

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の情報等を発令する場合は、国・県等の助言及び災害事象の特性を踏まえ、避難が必要な区域を示す。

また、「守谷市災害時初動対応マニュアル」、「守谷市災害時行動マニュアル」に基づき、利根川、鬼怒川、小貝川の「台風による洪水を対象とした避難指示発令等に着目したタイムライン」を、時機を失することなく的確に運用する。

- 「台風による洪水を対象とした避難指示発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（利根川）（資料編：水-02-001）」
- 「台風による洪水を対象とした避難指示発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（鬼怒川）（資料編：水-02-002）」
- 「台風による洪水を対象とした避難指示発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（小貝川）（資料編：水-02-003）」

### 3 土砂災害警戒地域への情報伝達

市は、気象情報の大雨警報（土砂災害）等が発令された場合、避難所等を開設するとともに、土砂災害警戒地域等の居住者各戸に対し、電話等により直接避難勧告等を発令等する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第5節 第1）

## 第2 施設利用者の安全対策

地震災害対策編 第4章 第5節 第2「施設利用者の安全対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第5節 第2）

## 第3 避難所運営

地震災害対策編 第4章 第5節 第3「避難所運営」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第5節 第3）

## 第4 避難生活における健康の確保

### 1 保健師活動

地震災害対策編 第4章 第5節 第4 1「保健師活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第5節 第4-1）

### 2 防疫対策

地震災害対策編 第4章 第5節 第4 2「防疫対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第5節 第4-2）

### 3 食品衛生の確保

地震災害対策編 第4章 第5節 第4 3「食品衛生の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-3)

#### 4 精神保健対策

地震災害対策編 第4章 第5節 第4 4「精神保健対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-4)

### 第6節 被災者生活支援

大規模な災害が発生した後、被災した市民の不安、混乱等を防止し、生活を安定させるため、市民目線で、きめ細やかな生活支援を行う必要がある。このため、被災者のニーズ、被害状況を的確に把握し、広報活動、生活物資の供給を推進し、関係機関等と密接に連携・調整を図りつつ、各種の施策を適切に実施する。

また、乳幼児、児童、生徒の安全対策を講じ、教育・保育の早期再開に努める。

さらに、関係機関との協力体制を確立し、被災ペットの保護、適正飼養に努める。

| 実 施 項 目         | 担 当 班                                |
|-----------------|--------------------------------------|
| 被災者への広報活動       | 総合対策部広報・報道班                          |
| 生活物資の供給         | —                                    |
| 1 食料等の供給        | 災害対策本部事務局物資調達・配送班                    |
| 2 飲料水の供給        | 上下水道部応急給水班                           |
| 3 生活必需品の供給      | 災害対策本部事務局物資調達・配送班                    |
| 要配慮者支援対策        | —                                    |
| 1 要配慮者支援対策      | 福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班、福祉・救護・避難支援部救護・防疫班 |
| 2 要配慮者支援対策(外国人) | 福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班                   |
| 応急教育・保育等対策      | —                                    |
| 1 応急教育対策        | 教育部教育1班                              |
| 2 応急保育等対策       | 福祉・救護・避難支援部避難所班                      |
| 災害ボランティア活動支援    | 福祉・救護・避難支援部ボランティア支援班                 |
| 帰宅困難者対策         | 福祉・救護・避難支援部避難所班                      |
| ペット保護対策         | 福祉・救護・避難支援部避難所班                      |

#### 第1 被災者への広報活動

地震災害対策編 第4章 第6節 第1「被災者への広報活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第1)

#### 第2 生活物資の供給

##### 1 食料等の供給

地震災害対策編 第4章 第6節 第2 1「食料等の供給」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-1)

##### 2 飲料水の供給

地震災害対策編 第4章 第6節 第2 2「飲料水の供給」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-2)

##### 3 生活必需品の供給

地震災害対策編 第4章 第6節 第2 3「生活必需品の供給」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-3)

**第3 要配慮者支援対策****1 要配慮者支援対策**

地震災害対策編 第4章 第6節 第3 1「要配慮者支援対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第3-1)

**2 要配慮者支援対策(外国人)**

地震災害対策編 第4章 第6節 第3 2「要配慮者支援対策(外国人)」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第3-2)

**第4 応急教育・保育等対策****1 応急教育対策**

地震災害対策編 第4章 第6節 第4 1「応急教育対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第4-1)

**2 応急保育等対策**

地震災害対策編 第4章 第6節 第4 2「応急保育等対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第4-2)

**第5 災害ボランティア活動支援**

地震災害対策編 第4章 第6節 第5「災害ボランティア活動支援」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第5)

**第6 帰宅困難者対策**

地震災害対策編 第4章 第6節 第6「帰宅困難者対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第6)

**第7 ペット保護対策**

地震災害対策編 第4章 第6節 第7「ペット保護対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第7)

**第7節 災害救助法の適用**

災害による被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。この際、関係各班と密接に連携し、早期に被災情報を的確に把握分析し適用基準に照らし合わせ申請する。また、県との適時かつ円滑な調整にも留意する。

| 実 施 項 目  | 担 当 班        |
|----------|--------------|
| 災害救助法の適用 | 災害対策本部事務局財政班 |

地震災害対策編 第4章 第7節「災害救助法の適用」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第7節)

**第8節 応急・復旧・事後処理**

災害による被害に対し、市の応急・復旧・事後処理を円滑・的確に実施し、その後の復旧・復興業務を早期に開始する必要がある。このため、被害状況等を確実に把握し、関係法令等に基づき事後処理等を適正かつ迅速に実行するとともに、関係機関等と密接に連携し、情報を共有する。

この際、報告、広報・報道に留意する。

| 実 施 項 目       | 担 当 班                                            |
|---------------|--------------------------------------------------|
| 住宅応急対応策       | 生活基盤対応部建築班                                       |
| ライフライン施設の応急復旧 | 生活基盤対応部土木班、上下水道部応急給水班、<br>上下水道部下水道班、災害対策本部事務局情報班 |
| 清掃処理          | —                                                |
| 1 廃棄物処理       | 生活基盤対応部がれき処理班                                    |
| 2 汚水処理        | 上下水道部下水道班                                        |
| 交通の確保・障害物の除去  | —                                                |
| 1 道路交通の確保     | 生活基盤対応部土木班                                       |
| 2 鉄道交通の状況把握等  | 災害対策本部事務局物資調達・配送班                                |
| 3 路上障害物の除去    | 生活基盤対応部土木班                                       |
| 行方不明者搜索       | 災害対策本部事務局統括班、消防部消防班                              |
| 遺体処理、火葬、埋葬    | 総合対応部市民相談窓口班                                     |

#### 第1 住宅応急対応策

地震災害対策編 第4章 第8節 第1「住宅応急対応策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第1)

#### 第2 ライフライン施設の応急復旧

地震災害対策編 第4章 第8節 第2「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第2)

#### 第3 清掃処理

##### 1 廃棄物処理

地震災害対策編 第4章 第8節 第3 1「廃棄物処理」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第3-1)

##### 2 汚水処理

地震災害対策編 第4章 第8節 第3 2「汚水処理」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第3-2)

#### 第4 交通の確保・障害物の除去

##### 1 道路交通の確保

地震災害対策編 第4章 第8節 第4 1「道路交通の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-1)

【緊急輸送道路】 ●「守谷市防災施設等(避難所、避難場所、緊急輸送道路)配置地図  
(地-03-004)

##### 2 鉄道交通の状況把握等

地震災害対策編 第4章 第8節 第4 2「鉄道交通の状況把握等」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-2)

##### 3 路上障害物の除去

地震災害対策編 第4章 第8節 第4 3「路上障害物の除去」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-3)

**第5 行方不明者搜索**

地震災害対策編 第4章 第8節 第5「行方不明者搜索」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第5)

**第6 遺体処理、火葬、埋葬**

地震災害対策編 第4章 第8節 第6「遺体処理、火葬、埋葬」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第6)

**第9節 農地・農業計画**

大規模な災害が発生した場合、守谷市の各土地改良区及び茨城みなみ農業協同組合と連携し、農地・農業施設の被害状況を正確に把握するとともに、適時・迅速な応急対策を実施する。この際、県への適時な調整・報告に努めるとともに、市の実施する各種被災認定を適切に実施する。また、復旧時には、刈入時期等に留意する。

| 実 施 項 目 | 担 当 班             |
|---------|-------------------|
| 農地・農業計画 | 災害対策本部事務局物資調達・配送班 |

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第9節)

**第10節 地区の孤立対策**

利根川、鬼怒川、小貝川において洪水が発生した場合、その地形的な特性から一時的な浸水により、孤立する事態が想定される地区がある。市、国、県及び防災関係機関等は、早期に気象情報等を把握するとともに、浸水により孤立するおそれのある地区の状況を相互に情報共有できる体制を確保しつつ、被害状況の早期把握、避難誘導・救出等に関し迅速な対応を実施し、孤立地区住民の安全を確保する。

| 実 施 項 目 | 担 当 班        |
|---------|--------------|
| 地区の孤立対策 | 災害対策本部事務局統括班 |

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第10節)

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 被災者生活の安定

市は、被災した市民生活を早期に回復、安定させ、自力復興を促進し、支援していかなければならない。このため、混乱回復に努め、関係機関等と綿密に連携を図るとともに、各種関係業務を円滑かつ迅速に実施することが重要である。

| 実 施 項 目        | 担 当 班                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------|
| 罹災証明書の発行       | 総合対応部市民相談窓口班、各部、各班<br>災害対策本部解散後の担当各部・各課                |
| 住宅等被害認定調査      | 市民相談窓口班<br>災害対策本部解散後の担当各部・各課                           |
| 災害義援金品の配布      | 災害対策本部事務局財政班、災害対策本部事務局物資調達・配送班、社会福祉課                   |
| 被災者支援対応        | 総合対応部市民相談窓口班、各部、各班、総合対応部広報・報道班、社会福祉課、災害対策本部解散後の担当各部・各課 |
| 生活資金の支給・融資     | 福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班、社会福祉課、災害対策本部解散後の担当各部・各課             |
| 被災者生活再建支援制度の適用 | 福祉・救護・避難支援部避難所班<br>社会福祉課                               |
| 中小企業等の再建支援     | 災害対策本部事務局物資調達・配送班、経済課、災害対策本部解散後の担当各部・各課                |

#### 第1 罹災証明書の発行

地震災害対策編 第5章 第1節 第1「罹災証明の発行」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第1)

#### 第2 住宅等被害認定調査

地震災害対策編 第5章 第1節 第2「住宅等被害認定調査」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第2)

#### 第3 災害義援金品の配布

地震災害対策編 第5章 第1節 第3「災害義援金品の配布」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第3)

#### 第4 被災者支援対応

地震災害対策編 第5章 第1節 第4「被災者支援対応」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第4)

#### 第5 生活資金の支給・融資

地震災害対策編 第5章 第1節 第5「生活資金の支給・融資」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第5)

#### 第6 被災者生活再建支援制度の適用

地震災害対策編 第5章 第1節 第6「被災者生活再建支援制度の適用」を準用する。  
【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第6)

## 第7 中小企業等の再建支援

地震災害対策編 第5章 第1節 第7「中小企業等の再建支援」を準用する。  
【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第7)

## 第2節 公共施設の災害復旧

| 実 施 項 目   | 担 当 班                                 |
|-----------|---------------------------------------|
| 公共施設の災害復旧 | 災害対策本部事務局財政班、各部、各班<br>災害対策本部解散後の各部・各課 |

地震災害対策編 第5章 第2節「公共施設の災害復旧」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第2節)

## 第3節 激甚災害の指定

| 実 施 項 目 | 担 当 班                   |
|---------|-------------------------|
| 激甚災害の指定 | 市長公室財政課<br>震災復興対策本部(仮称) |

地震災害対策編 第5章 第3節「激甚災害の指定」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第3節)

## 第4節 復興事業の推進

| 実 施 項 目 | 担 当 班                                             |
|---------|---------------------------------------------------|
| 復興事業の推進 | 市長公室企画課、総務部総務課、市長公室秘書課<br>都市整備部都市計画課、震災復興対策本部(仮称) |

地震災害対策編 第5章 第4節「復興事業の推進」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第4節)